近江八幡市国土強靱化地域計画

（ 別紙／２０２４年版 ）

～　安全・安心な生活基盤を築き、次世代へ

強く、しなやかな ”まちづくり” 計画　～

令和２年１２月

滋賀県近江八幡市

＜ 目 次 ＞

前　文……1
第１章 計画の推進と不断の見直し……2
１ 計画の推進……2
２ 関連事業等の見直し……2

・別紙（脆弱性評価結果、重要業績指標一覧、関連事業一覧）

変更・追加の履歴

2021 年版への見直し	令和 2 年 12 月
第 1 回変更・追加	令和 3 年 2 月
2022 年版への見直し	令和 3 年 12 月
2023 年版への見直し	令和 5 年 1 月
2024 年版への見直し	令和 6 年 2 月

前　文

平成 25 年 12 月 11 日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。)」が公布・施行されました。

基本法の前文で掲げられているように「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。)」に沿って、国全体で取組が推進されています。

令和２年３月に策定した「近江八幡市国土強靱化地域計画」は、本市における強靱な地域づくりに向け、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市域の脆弱性評価を踏まえて、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に関する各分野別計画等の指針となるべきものとして策定したものです。

この度、国土強靱化に係る分野別個別計画を適切かつ迅速に推進していくため、「近江八幡市国土強靱化地域計画」内の、別紙１「脆弱性評価」、別紙２「施策分野別重要業績指標」、別紙３「関連事業」について変更・追加を行います。

大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化、社会経済情勢の変化等を踏まえれば、国土強靱化の取組は引き続き喫緊の課題です。各地で発生する災害から得られた貴重な教訓等を最大限活用して、国土強靱化に向けた取組の加速化・深化を図り、強靱性を十分に発揮できる地域づくりを計画的かつ効率的に進めていきます。

第１章 計画の推進と不断の見直し

１ 計画の推進

「近江八幡市国土強靱化地域計画」では、起きてはならない最悪の事態ごとに設定した推進方針に基づき、地域社会全体で取組を着実に進めていくこととしています。

また、国土強靱化は、「近江八幡市国土強靱化地域計画」による取組だけで実現できるものではなく、国基本計画や滋賀県国土強靱化地域計画の取組とも連携させて、推進していくことが必要としています。

２ 関連事業等の見直し

この度、国や県の取組方針の変更等に伴い、国土強靱化に係る分野別個別計画を適切かつ迅速に推進していくため、次のとおり「近江八幡市国土強靱化地域計画」内の、別紙１「脆弱性評価」、別紙２「施策分野別重要業績指標」、別紙３「関連事業」について変更・追加を行います。

３ 見直し計画の位置づけ

国や県の取組方針の変更等に伴い、随時、別紙１「脆弱性評価」、別紙２「施策分野別重要業績指標」、別紙３「関連事業」を見直し、更新していくことにより、見直し後の計画として位置づけ、国土強靱化に係る分野別個別計画を適切かつ迅速に推進し、強靱な地域づくりを目指します。

なお、「近江八幡市国土強靱化地域計画」については、各分野別計画等の指針として国土強靱化に向けた方向性を示すものあることから、令和６年度までの計画期間の中で、必要に応じて内容を修正し、改訂していきます。

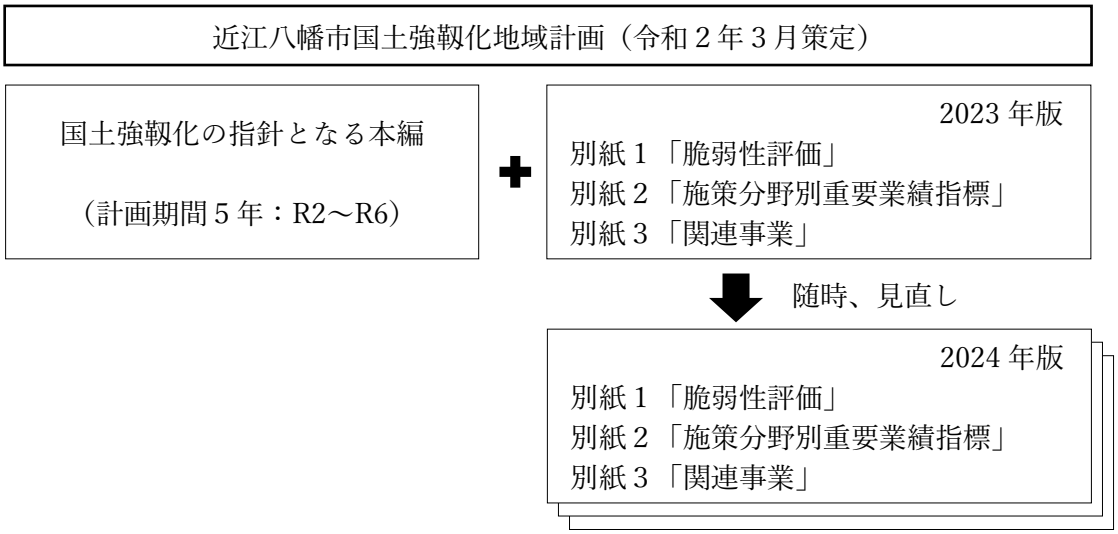

別紙

別紙１　「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」

別紙２　「個別・横断的施策分野別重要業績指標（ＫＰＩ）一覧」

別紙３　「第５章の推進方針に基づく関連事業一覧」

別紙１

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」／ 2024 年

１．直接死を最大限防ぐ（目標１）

事態	(1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

＜個別施策分野＞

● 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅･建築物の被害を減らすことが重要です。

● 「近江八幡市既存建築物耐震改修促進計画」によると、平成 27 年度の住宅総数 28,200 戸に対して、耐震化率は 75.5％と推計され、5 年後の令和 2 年度中間調査では住宅総数 30,090 戸に対して耐震化率は 82.2％に推移しています。耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要です。

● 同計画の中間点検によると、令和 2 年度の耐震化率は、特定建築物のうち公共施設は 96.3％、民間施設は 93.4％となっており、防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行うことが必要です。また老朽化している公共施設の更新、長寿命化改修を計画的に行うことが必要です。

● 災害発生時における火災の発生原因も多様であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力の向上が必要です。

● 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 地震発生後に少しでも身を守る行動等を取る時間を与えるため、緊急地震速報等の更なる周知・活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、継続的に防災訓練や防災教育等を推進することが必要です。

● 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促すことが必要です。

事態	(2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

＜個別施策分野＞

● 速やかな避難や延焼防止など都市の防災機能を強化させるため、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する市街地再開発事業など複合的な施策を推進することが必要です。

● 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図ることが必要です。

事態	(3)　突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

＜個別施策分野＞

● 河道掘削をはじめ、堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備、排水機場、雨水貯留管等の排水施設の整備・耐水化等を推進することが必要です。

● 計画的に治水施設の整備は進められていますが、今後は施設能力を超える洪水が増え、多くの箇所で浸水被害が発生する可能性があります。本市の「洪水ハザードマップ」をはじめ、河川氾濫と内水氾濫を考慮した「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」の周知を通じて、浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることが必要です。

● 滋賀県には天井川が全国で最も多く存在します。危険な天井川による広範囲で甚大な浸水被害を防止するため、河川改修や堤防強化対策を推進することが必要です。

● 滋賀県では、琵琶湖を囲むように主要交通幹線（ＪＲ・幹線国道）が発達し、河川との交差部が治水上のネックとなっているため、当該箇所の早期の河川改修が必要です。

● 洪水が発生した際に、道路や民地を含めた都市全体で貯留して、徐々に排水する空間づくりを検討することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 行政機関の人材・組織体制等が不十分のため、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築することが必要です。

事態	(4)　琵琶湖及び河川等の大規模氾濫による多数の死傷者の発生

＜個別施策分野＞

● 水位上昇に備え、除草や低木の間伐など湖岸域の維持管理を適切に行うことが必要です。

● 適切な河川水量を確保するため、森林や農地、市街地の浸透貯留域の保全や向上、流域全体での水源涵養機能を維持することが必要です。

● 滋賀県流域治水基本方針等との整合を図りながら、滋賀県と連携の上、氾濫原での被害を最小化するため、土砂の除去、樹木の伐採等、減災対策を計画的に行うことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 琵琶湖は、大雨が降った場合、琵琶湖周辺の河川からの流入量に対して、瀬田川からの流出量が少ないため、琵琶湖の水位上昇を避けることは困難です。氾濫原の潜在的な危険性を明らかにした琵琶湖浸水想定区域図の周知を通じて、市民に対して浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることが必要です。

事態	(5)　大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

＜個別施策分野＞

● 滋賀県の土砂災害対策施設の整備率が 21.9%（H30 年）など社会施設等の整備が十分でないことなどを踏まえ、関係機関が連携して、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に進めることが必要です。

● 管理放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生のおそれがあるため、山地災害危険地区等における生命・財産の保全を目指し、保安林での荒廃地等において治山施設および森林の整備を進めることが必要です。

● 森林の整備としては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練や防災教育、住民等の自発的な防災活動等の地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせて進めることが必要です。

事態	(6)　暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

＜個別施策分野＞

● 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の適切な利活用についての取組の推進や、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道やバスの車内に多数の旅客が取り残される事態を回避することが必要です。

● 集中的な大雪に備え、予防的な通行規制･集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強等、ソフト･ハードの両面から道路交通確保の取組を推進することが必要です。

● 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図ることが必要です。

● 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備など、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施することが必要です。

● 暴風に起因する倒木による死傷者の発生を防ぐため、強風に強い樹木の選定、森林の間伐等、適切な維持管理を行うことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 雪害などの災害時における身を守る行動のとり方等について、防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進することが必要です。

２．救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（目標２）

事態	(1)　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

＜個別施策分野＞

● 物資輸送ルートを確実に確保するため、大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保、輸送経路の水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めることが必要です。

● 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ることが必要です。

● 上水道施設の耐震化を進めるとともに、緊急時の給水能力を確保するため、管路や水源の多系統化などバックアップシステムの構築を行う必要があります。また、被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を維持することが必要です。

● 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築することが必要です。

● 公的施設や避難所となる施設では、井戸や給水タンクの設置など水の確保に向けた取組に加え、燃料備蓄・自家発電設備・コジェネレーションシステム等の非常用電源の確保、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進することが必要です。

● 応急用食料の調達の実効性について、道路状況や食品工場の操業状況、調理の必要性等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討することが必要です。

● 災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和するため、「自律・分散・協調」型の国土形成・国土利用を促す効果的な方策を検討し、取り組んでいくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭において物資の備蓄を促進することが必要です。

● 官民が連携しつつ、地下水や雨水、再生水などの多様な水源利用の普及促進が必要です。

事態	(2)　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

＜個別施策分野＞

● 迂回ルートの確保が困難な命の道を保全するため、道路防災対策や土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図ることが必要です。

● 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、

輸送に必要な装備資機材の充実、小型無人機の導入、多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進することが必要です。

● 災害時においては、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進めておくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、地域防災計画においても孤立対策を検討することが必要です。

事態	(3)　自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

＜個別施策分野＞

● 災害発生時の救助活動拠点や防災拠点の整備や耐震化等を進めることが必要です。

● 被災時の救助・救急活動を行う人材の不足に備え、個々の職員の能率的な職務遂行能力等資質向上を図るとともに、新任消防団員への消防教育を促進することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 被災時においても、災害対応力を維持するため、警察救出・救助部隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の組織と様々な災害や状況を想定し、合同訓練の実施等を行う必要があります。特に、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進めることが必要です。

● 水防団、消防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保等を推進することが必要です。

事態	(4)　想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

＜個別施策分野＞

● 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図ることが必要です。

● 発災後の渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避することが必要です。

● 道路の被災リスク及び緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路などを、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築しておくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により帰宅困難者が発生した場合に備え、事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食

料等の備蓄などの対策を促進することが必要です。

● 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図ることが必要です。

事態	(5)　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

＜個別施策分野＞

● 公共施設、医療施設、福祉施設等において、業務継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立･分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー等）の整備等を促進することが必要です。

● 災害発生時における医療救護活動や避難誘導等を円滑に行うため、医療関係団体等と連携し、平時から情報を共有し、各種訓練等を通じ、安否確認体制等の整備、強化が必要です。

● 急性期からの災害派遣活動に必要となる災害医療コーディネーターの養成を推進することが必要です。

● 災害発生時に適切な医療を提供するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への全病院の登録を推進することが必要です。

● 保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築するとともに、災害時の医療支援活動等に対応できる職種を横断した人材養成や派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターの養成に取り組むことが必要です。

● 災害発生時において、医療救護の中心的役割を担う災害医療チームの機能維持・向上を図るため、チーム間の組織的連携を含めた訓練の実施を推進することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていくことが必要です。

事態	(6)　被災地における感染症等の大規模発生

＜個別施策分野＞

● 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、災害発生時には、保健所等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施することが必要です。

● 災害発生時において、被災者の生活空間から汚水を速やかに排除、処理するため、下水道施設及び管渠の耐震化、機能維持体制の構築を図ることが必要です。

● 避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておくことが必要です。

● 避難所はもちろんのこと自治会館など公共性のある施設については、汚水処理方法の区分等を正確に把握し、災害発生時にそれぞれの施設毎に汚水処理の継続性を確認の上、代替的な手段を早急に講じることが出来るような体制を整えることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておくことが必要です。

事態	(7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

＜個別施策分野＞

● 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していくことが必要です。

● 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用、円滑な支援物資輸送や支援を実施するための体制構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにすることが必要です。

● 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、被災者台帳作成などの情報共有等に係る連携スキームの構築を推進することが必要です。

● 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していくことが必要です。

● かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにすることが必要です。

● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していくことが必要です。

● 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進することが必要です。

３．必要不可欠な行政機能は確保する（目標３）

事態	(1)　被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

＜個別施策分野＞

● 災害発生時における迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避することが必要です。

● 安全な交通の確保のため、信号機電源付加装置の更新や交通安全施設の計画的更新等について、着実に進めることが必要です。

● 一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 平時から機能する地域コミュニティを構築していくとともに、地域住民同士のきずなや社会的なモラルを強化しておくことが必要です。

事態	(2)　行政機関の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下

＜個別施策分野＞

● 地方行政機関等の災害対応などの行政機能の確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持することが必要です。

● 地域における防災拠点及び行政機能の維持を図るため、庁舎をはじめとする公共施設等の耐震化を進めることが必要です。

● 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の防災機能を強化することが必要です。

● 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要となる人員、教育・訓練について定めた計画等を整備することが必要です。

● 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 平時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組･手順等を共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力向上を図ることが必要です。

４．必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する（目標４）

事態	(1)　防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

＜個別施策分野＞

● 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保することが必要です。

● 電柱の倒壊等により電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、水害・土砂災害対策を着実に推進することが必要です。

● 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図ることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進めることが必要です。

事態	(2)　テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

＜個別施策分野＞

● 万一、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、しらしがメール、タウンメール等インターネットの活用など、代替手段となり得る行政情報の発信基盤の整備と、住民への周知を促進することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 地域 BWA や公衆無線 LAN 等、関連事業者が提供するサービスを活用して多様な情報発信基盤の確保に向けた取組を推進することが必要です。

事態	(3)　災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

＜個別施策分野＞

● 住民等への情報伝達手段として、タウンメール、しらしがメール、SNS、地上デジタル放送を活用したデータ放送など、多様化に努めているが、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進することが必要です。

● 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図ることが必要です。

● 事前に、氾濫原の潜在的な危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やその周知を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の

最小化を図ることが必要です。

● 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水・土砂災害対策等を進めることが必要です。

● システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策の充実が必要です。

＜横断的施策分野＞

● 住民や自治会、NPO、災害ボランティア等様々な主体同士が、危機事案や地元での活動報告などの情報を交換し交流することで、防災へのさらなる意識・知識の高揚を図ることが必要です。

5．経済活動を機能不全に陥らせない（目標５）

事態	(1)　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

＜個別施策分野＞

● 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、研修会等の開催により企業の BCP 策定・運用につながる実効性のある支援を促進することが必要です。

● 国全体の強靱化に資する観点から、首都圏の企業に対して、災害リスク分散・回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の移転・分散配置等を促し、市内への立地を促進することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を育成することが必要です。

事態	(2)　エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

＜個別施策分野＞

● 燃料供給ルートを確実に確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めることが必要です。

● 事業所等において、災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、業務継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立･分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等を促進することが必要です。

● 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を

推進することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図ることが必要です。

事態	(3)　重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

＜個別施策分野＞

● 製油所設備や高圧ガス設備の耐震化について、推進することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、事業者の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を促進することが必要です。

事態	(4)　基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

＜個別施策分野＞

● 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害、土砂災害対策等を着実に推進することが必要です。

● 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ることが必要です。

● 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進めていくとともに、物流上重要な道路輸送網においては、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ることが必要です。

事態	(5)　金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

＜個別施策分野＞

● 郵便物の送達を確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保、水害、土砂災害対策等の着実な進捗を確保することが必要です。

● 金融機関等が被害を受けないよう洪水対策等を進めることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 迅速に機能再開を行うため、事業者の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を促進することが必要です。

事態	(6)　食料等の安定供給の停滞

＜個別施策分野＞

● 食料輸送ルートを確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保、水害、土砂災害対策等を着実に進めることが必要です。

● 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせることが必要です。

● 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な食料の確保を図っていくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図ることが必要です。

事態	(7)　異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

＜個別施策分野＞

● 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進することが必要です。

● 現行の農業用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進めることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 上水道、農業水利施設の耐震化が進められているが、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進めることが必要です。

● 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進めることが必要です。

６．ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる（目標６）

事態	(1)　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

＜個別施策分野＞

● 公共施設や事業所等において、災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、業務継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立･分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー等）の整備等を促進することが必要です。

● 自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進することが必要です。

● 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 発災時に通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図ることが必要です。

事態	(2)　上水道等の長期間にわたる供給停止

＜個別施策分野＞

● 災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、管路や水源の多系統化などバックアップシステムの構築を行うことが必要です。

● 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、上水道事業継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等により実効性を確保していくことが必要です。

● 上水道施設等が被害を受けないよう、浸水・洪水対策等を進めることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進することが必要です。

事態	(3)　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

＜個別施策分野＞

● 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、市民生活、琵琶湖への影響が大きいことから、耐震診断の実施およびその結果を受けた下水道施設及び管渠の耐震化を進めることが必要です。

● 災害発生時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムを導入するとともに、浄化槽管理状況を動的に把握することが必要です。

● 農業集落排水施設の公共下水道接続の検討及び機能診断計画を検討・実施し、老朽化対策、耐震化を着実に推進することが必要です。

● 特に機能維持が必要な施設（病院や避難所、自治会館など）が下水道のみの単一的な汚水処理となっている場合、浄化槽や貯留槽の整備を検討することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 下水道事業継続計画（BCP）を策定するとともに関連事業者の人材育成・確保を行い、下水道機能の維持、回復力を備え、防災対応力を向上していくことが必要です。

事態	(4)	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

＜個別施策分野＞

● 災害発生後においても地域交通ネットワークを確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、迂回路として活用できる農道等を含む代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保、水害、土砂災害対策等を着実に進めることが必要です。

● 発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ることが必要です。

● 地域交通の主要手段である鉄道施設が被災した場合、多くの帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進することが必要です。

● 新幹線等が被災した場合、災害ボランティア等の被災地への支援の受入が停滞することから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進することが必要です。

● 災害時の緊急物資輸送等の確保を図るため、救援基地として港湾等を補強するなど、湖上交通による防災対策を進めることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ることが必要です。

● 道路が復旧するまでの間も、可能な限り交通の安全と円滑を確保するため、官民のプローブ情報の活用等を進めることが必要です。

事態	(5)　防災インフラの長期間にわたる機能不全

＜個別施策分野＞

● 防災インフラについては、被害リスクが高い河川の堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、湖岸防災林等の整備を推進することが必要です。

● 総合防災情報システム、統合災害情報システム等により、関係機関における情報共有を円滑に進めることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進めることが必要です。

7．制御不能な複合災害・二次災害を発生させない（目標７）

事態	(1)　地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

＜個別施策分野＞

● 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、災害発生時における火災の発生原因も多様であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させることが必要です。

● 速やかな避難や延焼防止など都市の防災機能を強化させるため、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する市街地再開発事業など複合的な施策を推進することが必要です。

● 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築することが必要です。

● 大規模火災のリスクの高い市街地の解消に向けた取組、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進していくことが必要です。

● 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及を進めることが必要です。

● 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進めることが必要です。

● 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 被災時の救助・救急活動を行う人材の不足に備え、全ての新任消防団員への消防教育を促進する等、災害発生時の救助・救急活動を担う人材を確保することが必要です。

事態	(2)　沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

＜個別施策分野＞

● 交差･隣接する土木構造物の倒壊や、沿道建築物の倒壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進めることが必要です。

● 災害発生時における迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避することが必要です。

● 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進めることが必要です。

● 安全な交通の確保のため、信号機電源付加装置の更新や交通安全施設の計画的更新等について、着実に進めることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 緊急輸送道路のうち特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い道路としての指定により、耐震診断の実施が義務付けられた「避難路沿道建築物」については、耐震化を急ぐ必要があるため、所有者への働きかけや支援等をとおして、できる限り早期の耐震化完了を目指すことが必要です。

事態	(3)　ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

＜個別施策分野＞

● 山地災害の発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化等、森林の適正な管理を推進することが必要です。

● 自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 老朽化対策等に時間を要しているため、国・市町・地域住民・施設管理者等との連携を一層推進し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとることが必要です。

事態	(4)　有害物質・油の大規模拡散・流出による市土の荒廃

＜個別施策分野＞

● 滋賀県の一部は「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（ＵＰＺ）」に含まれます。万一、原子力災害が発生した場合、福島第一原発事故の経験を踏まえると、その被害に県境はなく、影響が広範囲にわたるおそれがあることから、原子力災害に対して十分に備えることが必要です。

● 災害発生時はもちろんのこと平時においても有害物質や油の拡散を防止するため、これら有害物質を使用する事業者に対して、水質汚濁防止法や土壌汚染対策法等の環境法令に基づく漏えい防止に係る基準の遵守等を指導するとともに、漏えいが発生した場合の復旧体制の整備を進めることが必要です。

事態	(5)　農地・森林等の被害による市土の荒廃

＜個別施策分野＞

● 山地災害の発生を防ぐため、保安林の適正な配備と治山対策により保安林機能の向上に取り組むとともに、計画的な除間伐など森林整備の実施を進めることが必要です。

● 森林整備の促進・災害復旧の迅速化に向け、滋賀県と連携し、森林境界を明確化するための取組を実施することが必要です。

● 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進することが必要です。

● 地域の共同活動等による保全管理が困難となった場合には、国土保全機能の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進することが必要です。

● 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 農地が有する多面的機能の発揮に向けて、農地ならびに土地改良施設の適切な維持管理を行うため、農業者と地域住民が協働して行う地域活動を推進することが必要です。

８．社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する（目標８）

事態	(1)　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

＜個別施策分野＞

● がれき処理など被災後の復興に重要な役割を果たすため、廃棄物処理施設の耐震化を促進することが必要です。

● 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、被災地の復旧・復興を進めるためには平時からの処理体制の強化・充実を図ることが必要です。

● 災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保や有害廃棄物対策の検討を推進することが必要です。

● 大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進めることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図ることが必要です。

事態	(2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

＜個別施策分野＞

● 被災地の復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、災害発生時における活動が円滑に行われるよう支援することが必要です。

● 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図ることが必要です。

● 次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておくことが必要です。

● 平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておくことが必要です。

事態	(3)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

＜個別施策分野＞

● 地震・津波、洪水等による浸水対策や湖岸侵食対策、山地から湖岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進することが必要です。

● 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、市民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やその周知を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、応急復旧対策が必要です。

事態	(4)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

＜個別施策分野＞

● 市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図ることが必要です。

● 地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことで、災害後の円滑な復旧・復興が可能となるため、地籍調査の進捗率を高めることが必要です。

● 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めるとともに、文化財被害を修復する技術を伝承することが必要です。

● 歴史資料館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要です。

● 展示物・収蔵物のほか、有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておくことが必要です。

● 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要があるため、平時から地域での共同活動等を仕掛けていくことが必要です。

事態	(5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

＜個別施策分野＞

● 所有者不明土地が一層増加することが見込まれるため、所有者不明土地法に基づく制度等を活用し、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するようにすることが必要です。

● 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進することが必要です。

● 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していくことが必要です。

● 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図ることが必要です。

事態	(6)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

＜個別施策分野＞

● 災害発生時においても、風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持するとともに、初動対応ができる体制を構築することが必要です。

＜横断的施策分野＞

● 平時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を迅速に行う対応力向上を図ることが必要です。

別紙２

「個別・横断的施策分野別重要業績指標（ＫＰＩ）一覧」／ 2024 年

１．個別施策分野別重要業績指標（ＫＰＩ）

（1）行政機能／警察・消防等　《推進方針》1）～ 6）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
新庁舎の整備	市庁舎整備推進室	基本設計	施行開始(R6) 竣工(R8)工事完了（グランドオープン）(R8)
学校施設の改築	教育総務課	0 ヵ所/1 ヵ所	1 ヵ所/1 ヵ所（R9）
学校施設（体育館）の非構造部材耐震化	教育総務課	0 ヵ所/12 ヵ所	14 ヵ所/14 ヵ所（R5）
学校施設（校舎）の長寿命化	教育総務課	0 ヵ所/1 ヵ所	1 ヵ所/1 ヵ所（R9）
学校施設（体育館）の長寿命化	教育総務課	0 ヵ所/2 ヵ所	2 ヵ所/2 ヵ所（R9）
学校プールの飲料水用浄化装置の設置	教育総務課	0 ヵ所/2 ヵ所	2 ヵ所/2 ヵ所（R9）
学校施設への自家発電装置の整備	教育総務課	0 ヵ所/1 ヵ所	1 ヵ所/1 ヵ所（R3）
学校施設への排水貯留槽の整備	教育総務課	0 ヵ所/1 ヵ所	1 ヵ所/1 ヵ所（R3）
八幡コミュニティセンターの避難施設設備の整備	まちづくり協働課	設計	整備完了（R2）
災害用備蓄品の確保	危機管理課	確保	継続
被災者生活再建支援制度の周知	危機管理課	取組	継続
BCP の整備・訓練の実施	上下水道施設課	上水道・下水道の BCP を策定中	策定（R3）
安土町総合支所の耐震指標（Ｉｓ値）	安土未来づくり課	0.25	0.75（R3）
スポーツ施設（体育館）の非構造部材耐震化	スポーツ課	0 ヵ所	5 ヵ所（R6）
複合遊具の更新	幼児課	―	1 基（R2）
安土コミュニティエリアの整備	安土コミュニティエリア整備推進室	構想策定（R4）	竣工（R9）
沖島コミュニティセンターの整備	まちづくり協働課	―	調査（R6） 基本設計（R7）

（2）住宅・都市　　《推進方針》7）～ 11）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
既存建築物耐震改修促進計画	建築課	策定済	見直し（R7）
住宅の耐震化率	建築課	82.2%（R2）	95%（R7）
重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化の整備	文化振興課	検討中	整備計画の完了
上水管路の耐震化に向けた上水管路整備計画の策定	上下水道施設課	策定中	策定
下水管路の予防保全管理	上下水道施設課	平時からの点検	必要箇所の修繕等を実施
下水道総合地震計画の策定	上下水道施設課	未策定	策定（R7）
上下水道施設の適正配置	上下水道施設課	検討中	―
生活排水処理率	環境課・上下水道施設課	93.6%	95.2%
市民一人当たりの都市公園面積	都市計画課	4.0 ㎡	4.5 ㎡（R3）
長寿命化計画に基づき必要な改修・更新を実施した都市公園の割合	都市計画課	0%（R4）	100%（R8）
官庁街の市民広場面積	市庁舎整備推進室	0 ha	1ha（R10）
わたＳＨＩＧＡ輝く国スポへみんなが輝く運動公園（重点）の整備	国スポ・障スポ推進課	0 ヵ所	1 ヵ所（R6）
長寿命化対策済み公園施設数	国スポ・障スポ推進課	0 基	2 基（R6）
文化財の耐震補強工事	文化振興課	0 ヵ所	3 ヵ所
伝統的建造物群の修理実施件数	文化振興課	215 件	231 件

（３）保健医療・福祉　　《推進方針》12）～ 15）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
避難行動要支援者の把握	福祉政策課	―	分野別に把握
医療救護チーム（ＤＭＡＴ）の訓練数	医療センター	５回（国、近畿、県、市、院内）	６回（国、近畿、県、市、院内２回）
子ども関連施設の改修等	幼児課	0 ヵ所/4 ヵ所	8 ヵ所/8 ヵ所（R6） 10 ヵ所/10 ヵ所（R7）
防災、減災対策を実施した高齢者施設	介護保険課	１施設	３施設
防災、減災対策を実施した障害児者施設	障がい福祉課	０施設	3 施設
応急用資機材、飲料水の確保	医療センター	飲料水 500ml × 500 人× 3 食× 3 日分	消費期限における定期的な更新を実施
予防接種法に基づく予防接種の麻疹・風疹接種率	健康推進課	95%の達成・維持	95%の達成・維持
マンホールトイレ整備計画の策定	上下水道施設課	検討中	基本設計（R6）
携帯トイレの備蓄	危機管理課	確保	継続

（４）エネルギー　　《推進方針》16）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
太陽光発電機器設置数（コミュニティセンター等）	企画課	0 ヵ所/11 ヵ所	導入可能性調査(R2)に基づき設置
太陽光発電機器設置数（上下水道施設）	上下水道施設課	検討中	１ヵ所

（５）情報通信　　《推進方針》17）～ 19）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
バックアップ機能の確保	行政改革課	基幹系のみ確保	業務継続可能な構成にて確保
防災情報システムの整備	危機管理課	検討	整備
Wi-Fi 環境を整備（コミュニティセンター等）	まちづくり協働課	0 ヵ所/11 ヵ所	11 ヵ所/11 ヵ所（R2）

（6）産業　《推進方針》20）～ 21）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
企業の BCP 策定件数	商工振興課	1 件	11 件

（7）交通・物流　《推進方針》22）～ 23）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
橋梁の長寿命化件数	土木課	16 橋	31 橋
通学路の整備延長	土木課	1.3km	3.8km
マンホールの浮上対策	上下水道施設課	検討中	平時の点検
農道・林道の更新・長寿命化対策	農村整備課	農道　0／1 ヵ所 林道　0／2 ヵ所	農道　1／1 ヵ所 林道　2／2 ヵ所

（8）農林水産　《推進方針》24）～ 27）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
農業水利施設等の更新件数	農村整備課	―	19 地区
農業集落排水施設の機能保全	上下水道施設課	機能診断	保全計画の策定（R2）
ため池の管理状況の把握	農村整備課	２ヵ所/２ヵ所	２ヵ所/２ヵ所
沖島漁業会館改修（耐震化）	企画課 農業振興課	―	基本設計(R6) 施工(R7)

（9）国土保全・土地利用　《推進方針》28）～ 31）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
立地適正化計画の策定	都市計画課	策定中	策定（R3）
里山の再生整備事業の実施数	農村整備課	2 ヵ所	7 ヵ所
地籍整備の進捗率	土木課	31.1%	35.0%

（１０）環境　《推進方針》32）～ 34）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
環境保全協定の締結	環境課	15 件	50 件
災害廃棄物処理計画の策定	環境課	策定中	策定（R2）
市庁舎の ZEB 化	市庁舎整備推進室	基本設計	ZEB_Ready 取得（R8）

２．横断的施策分野別重要業績指標（ＫＰＩ）

（1）リスクコミュニケーション　《推進方針》35）～ 36）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
市防災訓練の実施	危機管理課	１回/年	１回/年
自主防災組織の組織数	危機管理課	144 組織/167 自治会	151 組織/169 自治会 ※R5.1 現在の自治会数

（2）人材育成　《推進方針》37）～ 38）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
消防団員数	危機管理課	467 人	500 人
技術講習会の開催回数	上下水道施設課	年１回程度実施	年１回程度実施

（3）官民連携　《推進方針》39）～ 40）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
災害時応援協定の締結	危機管理課	取組	継続
災害時応援協定の締結（事業者）	上下水道総務課	検討中	拡張
災害時応援協定の締結（事業者）	環境課	０件	３件

（4）老朽化対策　《推進方針》41）

重要業績指標	担当課	現況（Ｒ１）	目標（Ｒ６）
公共施設総量の削減	行政改革課	延床面積 ［普通会計］ 351,723 ㎡（H28）	７％削減（R8）
ストックマネジメント計画の策定	上下水道施設課	策定済	更新
下水道経営戦略の策定	上下水道総務課	策定中	策定（R2）
市営住宅長寿命化の達成率	市営住宅課	54%	66%
老朽化が著しい市営住宅の住替計画等の策定（施設毎）	市営住宅課	未策定	４件策定

別紙３

「第５章の推進方針に基づく関連事業一覧」／ 2024 年

１．個別施策分野別個別事業

（１）行政機能／警察・消防等

①官庁街（桜宮町、出町）への市庁舎の整備【市庁舎整備推進室】

・新市庁舎整備事業 ＜実施主体：市＞

②学校施設の整備【教育総務課】

・学校施設の改築（安土小学校）＜市＞

・学校施設［体育館］の非構造部材耐震化（桐原東小学校、八幡東中学校、八幡小学校、北里小学校、武佐小学校、八幡西中学校、金田小学校、馬淵小学校、老蘇小学校、安土中学校、島小学校、沖島小学校、八幡中学校、安土小学校）＜市＞

・学校施設［校舎］の長寿命化（八幡西中学校）＜市＞

・学校施設［体育館］の長寿命化（八幡小学校、八幡西中学校）＜市＞

・学校プールの飲料水用浄化装置の設置（八幡小学校、安土小学校）＜市＞

③避難施設の機能を備えた文化施設の整備【文化振興課】

・文化会館の長寿命化 ＜市＞

④スポーツ施設の長寿命化（非構造部材の耐震化）【スポーツ課】

・スポーツ施設長寿命化事業（運動公園体育館、駅南総合スポーツ施設、あづちマリエート、市民アリーナ、桐原社会体育施設）＜市＞

⑤避難施設の機能を備えたコミュニティエリアの整備【安土コミュニティエリア整備推進室】【まちづくり協働課】

・安土コミュニティエリア整備事業 ＜市＞

・沖島コミュニティセンター整備事業＜市＞

（２）住宅・都市

①滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり（防災・安全）【建築課】

・住宅・建築物安全ストック形成事業 ＜市、民間＞

・滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助事業 ＜民間＞

②下水道未整備箇所への浄化槽の整備【環境課】

・浄化槽設置整備事業 ＜市＞

③都市公園等の整備【都市計画課】【文化振興課】【市庁舎整備推進室】【国スポ・障スポ推進課】

・安土文芸の郷公園の長寿命化 ＜市＞

・市内の都市公園（地区、近隣、街区公園）の長寿命化＜市＞

・市民広場整備事業＜市＞

・わたＳＨＩＧＡ輝く国スポへ みんなが輝く運動公園（重点）の整備＜市＞

・災害時に利用できるみんながつどう元気で健康な環境づくり（防災・安全）（重点）＜市＞

④持続可能な下水道事業の推進（防災・安全）（その２）【上下水道施設課】

・市域全体を対象とした「下水道総合地震計画」の策定＜市＞

⑤市営住宅の長寿命化及び統廃合の推進【市営住宅課】

・市営住宅ストック総合改善事業＜市＞

・老朽化が著しい住宅の住替計画等の策定＜市＞

⑥文化財の耐震対策【文化振興課】

・旧西川家住宅の耐震補強 ＜市＞

⑦伝統的建造物群保存地区の整備【文化振興課】

・伝統的建造物群保存事業 ＜市＞

（３）保健医療・福祉

①子ども関連施設の大規模改修等【幼児課】

・安土保育園の増改築＜民間＞

・メリー保育園空調設備更新＜民間＞

・白鷺こども園防犯設備整備＜民間＞

・北里保育園空調設備更新＜民間＞

・ひむれ乳児保育所空調設備更新＜民間＞

・公私連携幼保連携型認定こども園の整備＜市＞

・金田東保育園を幼保連携型認定こども園として開園するための増改築事業＜民間＞

②高齢者施設における利用者等の安全性の確保【介護保険課】

・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、高齢者施設等の給水設備整備事業、高齢者施設等の安全対策強化事業 ＜民間＞

③障害児者施設における利用者等の安全性の確保【障がい福祉課】

・社会福祉施設等整備事業 ＜民間＞

④市域全域の衛生環境の確保【上下水道施設課】

・マンホールトイレ整備事業 ＜市＞

⑤持続可能な下水道事業の推進（防災・安全）（その２）【上下水道施設課】

・「総合地震計画」の内容をもとに、マンホールトイレを整備（場所等未定）＜市＞

（４）エネルギー

（５）情報通信

（６）産業

（７）交通・物流

①地域の交流と経済活動の活性化を支えるみちづくり（県 Pa2９）【土木課】

・武佐老蘇線、金剛寺中屋線、長光寺武佐線 ＜市＞

②計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面･舗装･附属物等）（県 Pa37）【土木課】

・江頭野村線、野村湖岸提線、馬渕若宮線、千僧供東川線、
野田東中線、野田御所内線 ＜市＞

③子ども達が安心して通れる交通安全プログラムに基づく通学路整備（県 Pa18）【土木課】

・千僧供馬渕線、馬渕新在家線、池田本町益田線、
近江八幡駅千僧供線、黒橋西庄線、東横関竹町線、小田 17 号線、
上田出町線、中小森緑町線、八幡 51 号線、八幡 30 号線 ＜市＞

④道路メンテナンス事業（橋梁・トンネル等）【土木課】

・橋梁長寿命化修繕工事
織田橋、上出石寺線 2 号橋、百々橋、弁天大橋、白鳥川 7 号橋、白鳥川 12 号橋、
田中江橋、小西橋、八幡堀川 3 号橋、高坐橋、石川橋、若葉 1 号線 1 号橋、雪野山大橋、
焼田橋、寿久橋、金宮大橋、幸円橋、明治橋、白雲橋、薬師橋、青屋橋、本町橋、
昭和橋、白王島小学校線 1 号橋、加茂牧線 1 号橋、大橋、黒橋八木線 1 号橋、
友定平田線 1 号橋、区整東 5 号線 1 号橋、日吉野東橋、金剛寺鷹飼 2 号線 2 号橋、
八幡小学校前横断歩道橋、ﾍﾟﾃﾞｽﾄﾘｱﾝﾃﾞｯｷ立体歩道橋 ＜市＞

・橋梁点検
市内の市道橋梁３２９橋 ＜市＞

・トンネル点検及び修繕
雪野山トンネル ＜市＞

⑤農林道の整備【農村整備課】

・林道事業（林道２路線）＜市＞

⑥交通安全対策（地区内連携）事業【土木課】

・区整東 5 条線、区整東 6 条線、区整東 3 号線、区整東 2 号支線、区整東 1 号線、
区整東 2 号線、区整東 2 条線、区整東 3 条線、区整東 4 条線、区整東 1 号支線、
武佐西生来線、武佐老蘇線、末広通学線＜市＞

⑦踏切道改良事業【土木課】

・上田出町線　＜市＞

（８）農林水産

①農業水利施設等の適切な保全管理【農村整備課】

・農村地域防災減災事業（水茎東部地区、水茎地区）＜滋賀県＞

・特定農業用管水路等特別対策事業（岡山加茂地区）＜滋賀県＞

・団体営農道整備事業（桐原馬淵Ｉ期地区）＜市＞

・農業水路等長寿命化事業（八幡地区、島地区、愛知川沿岸２地区、愛知川沿岸３地区、東老蘇地区、安土３地区、馬淵地区、日野川その３地区、西老蘇地区、西老蘇２地区、杉森地区、水茎地区、大中北部地区）＜土地改良区＞

・農業基盤整備促進事業（内野地区、大中の湖地区）＜土地改良区＞

・復旧治山事業（安土町石寺、安土町上出）＜滋賀県＞

・緊急予防治山事業（南津田町）＜滋賀県＞

②農山漁村地域での防災機能強化【企画課】【農業振興課】

・農山漁村活性化整備対策事業 ＜ＪＡ＞

・沖島漁業会館改修（耐震を含む）＜民間＞

（９）国土保全・土地利用

①土砂災害対策としての森林の荒廃防止【農業振興課】

・有害鳥獣駆除等対策事業 ＜市＞

（１０）環境

①建築物に係るアスベスト対策の促進【建築課】

・吹付けアスベスト等含有調査費補助事業 ＜民間＞

②官庁街（桜宮町、出町）での二酸化炭素排出抑制対策【市庁舎整備推進室】

・二酸化炭素排出抑制対策事業＜市＞

２．横断的施策分野別個別事業

（1）リスクコミュニケーション

（2）人材育成

（3）官民連携

（4）老朽化対策

近江八幡市国土強靱化地域計画

2020 年（令和 2 年） 1 2 月

■発行／近江八幡市総合政策部企画課

〒523-8501　滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

TEL　（0748）33 – 3111（代表）

FAX　（0748）32 – 2695

URL　https://www.city.omihachiman.lg.jp/